

山縣市北部地域オーバーツーリズム対策実証実験支援業務委託仕様書

・業務の背景

これまで、市北部の豊かな自然や清流をPRするため、写真を観光資源としてとらえ取り組んできた。神崎川の清流を「YAMAGATA ブルー」とPRし、円原川の「伏流水」や木々の間から太陽の光が差し込む景色「光芒」をPRすることで、撮影スポットとして認知度向上に努めてきた。

一方で、近年のSNS等の影響もあり、日本人だけではなく、外国人観光客も増加し、市北部地域では、オーバーツーリズムによる交通渋滞、迷惑駐車、ゴミの不法投棄など地域住民に迷惑な行為が散見される状況である。

この状況を正確に把握し対策を検討するために、昨年度に実施した「山縣市北部地域オーバーツーリズム対策検討業務委託」の結果を踏まえ実証実験等による対策を実施及びその効果、分析を実施することでオーバーツーリズム解決の糸口を模索するものである。

1. 業務の目的

今年度は、昨年度実施した検討業務の内容を踏まえ、オーバーツーリズムの影響が大きい北山地区を中心に、交通渋滞、迷惑駐車、ゴミの不法投棄及び騒音等の地域住民への迷惑行為を改善するため、主に川の繁忙期である7～9月にかけて実証実験を実施し、その効果測定及び分析を行い、解決に向けた対策を推進する業務を実施する。

なお、来年度以降は今年度の業務を踏まえ、伴走型運用業務を実施する予定である。

2. 業務場所

山縣市北部地域

3. 業務期間

契約締結の日～令和9年2月25日

4. 業務概要

(1) 計画準備

業務内容を把握し、業務計画書等を作成する。

(2) 現地調査

いわ桜コミュニティセンター、グリーンプラザみやまキャンプ場周辺、円原川周辺のオーバーツーリズム及び市北部地域の周辺調査等を行い、現状を整理し、実証実験候補地選定及び地権者、自治会等への協力依頼等の支援を実施する。

(3) 関係者調整

①協議会運営支援

実証実験を円滑に実施するために協議会の立ち上げ及び運営の支援を実施する。また、実証実験の検討及び周知を図るため、協議会で必要な資料等を作成する。

②関係機関協議支援

実証実験の実施にあたり、許認可の協議等が必要な関係機関との打ち合わせ等に関して支援を実施する。

(4) 実証実験運営支援

①実証実験運営支援

実証実験の実施方法を検討し、川への来訪者が多い7～9月の期間において、以下の各項目に対応した実証実験を1つ以上(計4つ以上)連動して実施すること。ただし、トイレ対策については、6～9月の期間を含めた6ヶ月以上継続して運用・実施すること。

- トイレ対策
- 交通渋滞対策(駐車場対策)
- 迷惑駐車対策(路上駐車対策)
- ゴミ対策

②実証実験の効果測定及び分析

実証実験によるオーバーツーリズム対策の効果を把握するために、川の利用者のアンケート調査及び監視カメラ(市設置)による車両等データ測定を実施すること。また、地域住民に対してヒアリング及び周辺状況の調査等を幅広く実施すること。

上述による結果を基に効果測定及び分析を行い、実証実験の有効性について検証をすること。

③次年度以降に向けた課題整理

②の内容を踏まえ、課題を整理し、次年度以降に実施すべき企画・概算費用を算出すること。また、ハード設備等が必要とした場合は、整備等に係る概算費用も算出すること。

なお、可能な限り、実証実験を実施した各項目に対して、複数案の解決策を提示し、比較結果より現時点で最良と考える事業を次年度実施すべき事業として整理すること。

(5) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議については、着手時、中間(1回)、成果品納入時の計3回を予定している。

(6) 報告書作成

本業務で検討した結果を報告書としてとりまとめる。

5. 成果品

成果品については以下のとおりとする。

- ・業務報告書 2部
- ・電子データ（ワード・イラストレーター・PDFデータ等） 1式（CD-R）
- ・その他監督員が必要と認めた資料

6. 業務実施体制

本業務の効率的な運営のため、本業務の担当者を置き、責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

7. 業務実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、市の指示に誠意をもって適正に対応すると共に、業務の円滑な実施に務めること。
- (2) 受注者は、契約締結後に事業計画を作成し、市と綿密な打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。
- (3) 受注者は本業務の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

8. 関係者への対応

本業務の実施にあたっては、地域住民等に丁寧に対応するものとし、苦情等が発生した場合は受注者で対応し、監督員に報告すること。

9. 検査

- (1) 受託者は委託業務を完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 委託者は前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に受託者等立会いのもとに委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

10. 秘密保持

受注者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

11. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 業務上知り得た個人情報や法人情報は、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- (2) 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、山県市に情報提供することを事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は山県市に帰属するものとし、山県市の指示に従い提供を行うこと。
- (4) ここに定めのないことについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定める。

1 2. その他実施上の留意点

- (1) 本事業の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。
- (2) 受注者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は市に帰属する。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託業者を書面で提示し、委託者の了承を得ること。また受託者は、再委託の先の行為について全責任を負うこと。
- (5) 業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (6) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、山県市と受注者双方による協議のうえ決定する。